

健康危機管理部会の設置について（案）

1. 概要

テロも含む国民の生命、安全を脅かす事態である健康危機の発生時に、緊急の対応について知見を得ることを目的として「健康危機管理部会」を設置する。

2. 所掌

本部会の所掌は、原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関することとする。但し、他の分科会・部会の所掌に属するものを除く。

3. 組織

厚生科学審議会の下に設置する。当該部会の下に、NBCテロなど専門的な個別分野に関しては、必要に応じて委員会を設ける。

部会の事務局は大臣官房厚生科学課とする。

4. 委員の構成

感染症、食品、水、医薬品の専門家に加え、テロ対策も視野に入れ、核・放射性物質、生物剤、化学剤、救急医療、災害医療、地域保健、防災学などの専門家により構成される。その他必要に応じてオブザーバーを加える。

5. 部会の活動

- ・ 健康危機発生時には、必要に応じ部会を開催し対応方針等について議論する。
- ・ 定期的に年1－2回の定例部会を開催し、健康危機管理に関わる事項について議論する。

厚生科学審議会の構成について

厚生科学審議会

[30名以内]

厚生労働省設置法（平成11年7月16日法律第97号）により設置

感染症分科会

厚生科学審議会令（平成12年6月7日政令第283号）により設置

感染症部会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を処理すること。検疫法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により厚生科学審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

結核部会

結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を処理すること。

生活衛生適正化分科会

厚生科学審議会令（平成12年6月7日政令第283号）により設置

科学技術部会

疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項を調査審議すること。

医療関係者部会

保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。

疾病対策部会

特定の疾患（難病、アレルギー等）の疾病対策及び臓器移植対策に関する重要事項を調査審議すること。

地域保健健康増進 栄養部会

地域保健の向上、国民の健康の増進、栄養の改善及び生活習慣病対策に関する重要事項を調査審議すること。

生活環境水道部会

建築物衛生その他生活衛生に係る生活環境に関する重要事項及び水道に関する重要事項を調査審議すること。

生殖補助医療部会

精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療に関する重要事項を調査審議すること。

医薬品販売制度改正 検討部会

医薬品のリスク等の程度に応じて適切な情報提供等がなされる実効性のある制度を構築するため、医薬品販売のあり方全般の見直しについて調査審議すること。

【新設】

健康危機管理部会

原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関することとする。但し、他の分科会・部会の所掌に属するものを除く。